

第4回 大垣市都市計画景観審議会議事録  
(平成22年8月20日)



## 第4回 大垣市都市計画景観審議会議事録

第4回大垣市都市計画景観審議会を、平成22年8月20日（金）市役所3階合同委員会室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

### 議 題

- 1 大垣都市計画高度利用地区の決定について
- 2 大垣都市計画市街地再開発事業の決定について
- 3 大垣都市計画駐車場の変更について

本日の委員の出欠席は、次のとおりである。

### 出席委員

谷江会長、藤垣副会長、加納委員、木村委員、車戸委員、村山委員、長澤委員、高橋委員、川上委員、小川委員、山口委員、奥田委員、小早川委員、本田委員（代理出席：大垣警察署交通地域官 足立久司）、國枝委員、坂委員

### 欠席委員

岩井委員、鶴田委員、溝口委員

本日の会議出席者は、次のとおりである。

都市計画部長	安田 浩二
都市計画課長	渡辺 峰男
生活安全課長	川瀬 修平
市街地整備室長	北村 弘司
生活安全課長補佐	中川 真澄
市街地整備室長補佐	松山 晃司
都市計画課長補佐	真鍋 和生
都市計画課長補佐	奥田 卓巳
都市計画課担当係長	渡部 晃司

本日の書記は、次のとおりである。

都市計画課主任	森井 信悟
---------	-------

(開会時刻 午前10時00分)

事務局  
(都市計画部長)

皆さんおはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから第4回大垣市都市計画景観審議会を開催させていただきたいと存じます。私は、都市計画部長の安田浩二でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方、ご多用の中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、岩井委員さん、鶴田委員さん、溝口委員さんの3名の方が御都合によりご欠席でございまして、大垣警察署長の本田委員さんが御都合により、交通地域官の足立久司様に代理出席していただいております。なお、加納委員さんが若干遅れられると伺っております。

委員さんの2分の1以上のご出席がございしますので、条例の規定により、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

委員の皆様には本年8月に審議会委員にご就任いただきまして、初めての審議会でございます。本来であれば、市長から委員の皆様方お一人お一人に任命書をお渡しさせていただくのが本意ではございますけれども、時間の都合等により簡略化させていただき、お手元に任命書をお配りさせていただいております。何卒ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。今後、2年間何かとお世話になりますが、よろしくお願いいたしますと存じます。

また、委員の皆様方のご紹介につきましては、お手元にお配りしてございます名簿をもちまして、ご紹介にかえさせていただきたいと存じますが、今回、委員の改選ということで、新しく3名の方に委員にご就任いただくことになりました。ご紹介させていただきたいと存じます。

岐阜県建築士会西濃支部の木村裕伸様でございます。

木村委員

木村でございます。よろしくお願いいたします。

事務局  
(都市計画部長)

名古屋大学大学院准教授の村山顕人様でございます。

村山委員

村山です。よろしくお願いいたします。

事務局  
(都市計画部長)

市民委員として公募によりお願いさせていただきました坂忠男様でございます。

坂委員

坂でございます。よろしくお願いいたします。

事務局  
(都市計画部長)

皆様よろしくお願いいたしますと存じます。  
それでは、市長からご挨拶申し上げます。

市長

皆さん、おはようございます。本日、皆様方には大変お忙しいところ、また、お暑いところ、第4回の大垣市都市計画景観審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃、皆様方には都市計画景観をはじめといたしまして、市政全般にわたりまして格別のお力添えをいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。また、この度は審議会の委員にご就任いただきまして誠にありがとうございます。2年間、皆様方にはいろいろとお世話になるかと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

さて、都市を取り巻く経済環境、社会環境は大きく変わってきており、10年先、20年先を見据えた都市計画や都市政策のあり方が大変重要になってきているわけでございます。こうした中、大垣市におきましては、昨年の12月に国の内閣認定を受けました、大垣市中心市街地活性化基本計画に基づきまして、奥の細道むすびの地周辺整備構想や元気ハツラツ市などにより、まちなかのにぎわいの創出を図ってまいりたいと考えております。また、市街地再開発事業などによります、まちなか居住の促進を目指して、市民の皆さん、地権者の皆さん、そして皆様方と一緒に中心市街地の活性化に取り組んで参りたいと考えております。

とりわけ、今回ご審議をお願いいたします、大垣駅南街区市街地再開発事業は中心市街地活性化の起爆剤として大きな期待を寄せているところでございます。

本日は、委員改選後最初の審議会ということでございますので、会長の選任をはじめといたしまして、大垣駅南街区市街地再開発事業に係る都市計画案件についてご審議をお願いする他、景観政策に関する報告等をさせていただく予定をいたしております。

委員の皆様方には、忌憚のない意見をいただきますと共に、慎重な審議をいただきますよう、よろしく願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局  
(都市計画部長)

ありがとうございました。本来でございますと、ここで会長に議事の進行をお任せするところではありますが、今回は、皆様が本年8月に委員に就任されまして初めての審議会ということで、会長、副会長が決まっておりません。決まりますまでの間、事務局で会議の進行をさせていただきます。

お手元の議案集の1ページをご覧いただきたいと存じます。「会長の選任について」でございますが、審議会設置条例第5条第1項の規定によりまして、2ページの委員名簿にございます、学識経験のある方の中から、会長を選任していただくことになっております。

それでは、いかがが取り計らったらよろしいかお諮りしたいと思います。

高橋委員	<p>これまでも審議会の運営に大変お世話になっておりました、谷江委員さんに引き続きお世話になれば良いかと思っておりますので、皆さんにお諮りいただきたいと思っております。</p>
事務局 (都市計画部長)	<p>高橋委員さんから、前回会長の谷江委員さんに引き続きというご推薦がございましたが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p>
事務局 (都市計画部長)	<p>ありがとうございます。それでは、引き続きまして、谷江委員さんに会長をお願いしたいと存じます。それでは、席を移動していただいて、よろしくをお願いしたいと思います。</p> <p>谷江会長には早速で恐縮でございますが、一言ごあいさつ賜ればと存じます。よろしくお願いたします。</p>
谷江会長	<p>皆さん、おはようございます。谷江でございます。よろしくお願したいと思っております。</p> <p>当審議会に課せられました課題、非常に大事な課題がたくさんございますが、こうした諮問事項につきまして、委員の皆様方のご協力を得ながら、誠心誠意努めさせていただきたいと存じます。今後2年間、どうぞよろしくお願いたします。</p>
事務局 (都市計画部長)	<p>ありがとうございました。続きまして、副会長でございますが、条例の規定によりまして、会長が委員のうちから指名することとなっておりますので、谷江会長さんからご指名をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。</p>
谷江会長	<p>藤垣委員さんによろしくお願したいと思っております。</p>
事務局 (都市計画部長)	<p>それでは、谷江会長からご指名がございました藤垣委員さんに副会長をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>
藤垣副会長	<p>ありがとうございます。大変身分不相応、力不足ではございますが、努めさせていただきたいと思っております。今後の審議会の円滑な運営の一助になればと思っております。よろしくお願いたします。</p>
事務局 (都市計画部長)	<p>これからの議事につきましては、条例の規定によりまして、会長が審議会の議長ということでございますので、進行をよろしくお願したいと存じます。</p> <p>なお、ここで市長は公務によりまして退席させていただきますので、</p>

ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

市長

お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

(市長退席)

谷江会長

それでは議事を進行させていただきたいと思います。はじめに、本日の議事録署名者でございますが、山口和昭委員さんと、奥田一茂委員さんのお二人にお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局より、前回の審議会案件の経過につきましてご報告願います。

事務局

(都市計画課長)

皆さん、おはようございます。都市計画課長の渡辺でございます。

それでは、前回、平成22年4月23日開催の第3回審議会にてご審議いただきました案件につきまして、経過をご報告させていただきます。

岐阜県の都市計画定期見直しに関連し、都市計画区域マスタープランの変更、ソフトピアジャパン周辺地区および外野地区を市街化区域に編入するなどの区域区分の変更、用途地域の変更、地区計画の決定など、全13案件につきましてご審議いただきましたが、国、県の同意も得ることができ、ちょうど一週間後の金曜日ですが、8月27日付けにて、都市計画決定させていただく予定でございます。よろしくお願いいたします。

谷江会長

続きまして、本日の審議会におきまして、〇〇町の〇〇様、〇〇町の〇〇様、2名の傍聴希望者がございますが、これにつきまして、可としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

谷江会長

それでは審議会の傍聴につきまして許可いたしたいと存じます。

(傍聴者入室)

谷江会長

本日は、全部で3件の議案がございますが、3件共に、大垣駅南で計画されております、市街地再開発事業に関連している案件ですので、お手元の議案集とは前後しますが、はじめに、第2号議案の「市街地再開発事業の決定」について審議し、その後に、関連する第1号議案、第3号議案と進めたいと存じます。

それでは、第2号議案といたしまして、平成22年8月6日付け22

都第164号の2にて諮問がございました市の決定案件でございます  
「大垣都市計画市街地再開発事業の決定」についてを議題といたしたい  
と存じます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
(市街地整備室長)

都市施設課市街地整備室長の北村でございます。よろしくお願ひいた  
します。

ただいまご配慮をいただきまして第2号議案からご説明させていただ  
きますが、今回ご提案させていただきます3議案の背景となります大  
垣駅南街区市街地再開発事業の概要についてご報告させていただいた  
後、第2号議案のご説明をさせていただきます。参考資料の大垣駅南街  
区市街地再開発事業の概要をご覧いただきたいと存じます。

平成21年1月に設立されました地権者団体であります大垣駅南街  
区市街地再開発準備組合では、21年度に地権者の合意形成と推進計  
画案の策定に取り組み、再開発事業の実現に向け、さらに一歩進める  
ことを確認されてきております。この資料は推進計画を基に現時点での計  
画の概要をまとめたものでございます。

1ページでございますが、左側には地区の概況と土地利用の課題つ  
いて記載しております。高屋町1丁目、宮町1丁目、見取町4丁目で構成  
されます大垣駅南の約1.5ヘクタールの区域で、老朽化した建物、不整  
形また低利用の土地が混在していることなど恵まれた立地が十分生か  
されていないことなどが触れられております。それらを受けまして右上  
では、計画の基本方針と基本コンセプトを定めております。基本方針を  
「まちづくりに資すること」「地権者意向をふまえること」「事業採算  
を考慮すること」とし、「暮らしと賑わいのある街のみなとづくり」を  
コンセプトとして位置付けられております。

これらを踏まえて、現時点での施設イメージを表したのが次ページに  
あります配置図とパースになります。2ページをご覧ください。上が北  
になります。課題にありましたように敷地を整序したうえで、水路西側  
では逆コの字型に一部で連結したビル群で、北側に17階程度の建物、  
南側で3階、西側で4階といたしまして、この西側に駐輪場と駐車場な  
どを予定しております。水路東側は駅前であることに配慮いたしまし  
て、空地、広場を基調とする配置としております。ページ右には用途別  
面積等の概要が記載してございます。

なお、この施設計画は初動期の計画でございまして、今後地権者の意  
向、並びに外部からの新たな事業参加者の参入状況により変更される  
ことがありますのでご理解いただきたいと思います。総事業費はおおむね  
70億円程と見込まれております。下段には平成26年度を事業完了と  
する今後の想定スケジュールを記載してございます。国の補助採択を受  
けることによりまして、今後1年半程度をかけて本格的な事業計画を策  
定し、本組合の設立を目指しております。

1 ページにお戻りいただきたいと思います。右下の都市計画決定についてでございますが、都市再開発法に基づく再開発を行う場合、この南街区におきましては第一種市街地再開発事業の施行区域および高度利用地区の区域を指定し都市計画に位置づけることが条件となっております。区域内にあります駅西自転車駐車場の位置づけの変更と合わせ、本日も審議をお願いするものでございます。なお、今回の都市計画決定案につきましては、再開発準備組合とも十分協議をさせていただいたものでございます。再開発事業の概要は以上でございます。

それでは、議案集にお戻りいただきたいと思います。第2号議案「大垣都市計画市街地再開発事業の決定について」をご説明させていただきます。資料は議案集の9ページから14ページとなっております。

10ページは諮問書でございます。

11ページの計画書をご覧くださいと思います。さきほどご説明させていただきました再開発事業の内容のうち都市計画で定める事項を掲載しております。名称は大垣駅南街区第一種市街地再開発事業、地区面積は1.5ヘクタールで、これは隣接道路の1/2を含んだ面積となっております。公共施設の配置および規模でございますが、区域内道路といたしまして、都市計画道路大垣駅南口線、都市計画道路高屋桧線、市道見取高屋1号線、市道室本宮1号線の既存道路4路線、下水道は整備済みでございます。その他の公共施設といたしましては水路と駅西自転車駐車場でございます。建築物の整備では、街区全体で建築面積約3,750平方メートル、延面積約30,500平方メートル、建ぺい率42パーセント、容積率304パーセントで主な用途は、店舗、事務所、公益施設、住宅、駐車場となっております。参考欄の高度利用地区の制限内容は、この後の第1号議案で定める内容の抜粋でございます。次に建築敷地の整備では、街区全体で約9,100平方メートル、内訳として、西ブロックで約7,500平方メートル、東ブロックで約1,600平方メートルでございます。住宅建設の目標は約140戸で面積約15,000平方メートルとなっております。

12ページの理由書をご覧くださいと思います。ここでは、前段で大垣市の現状と中心市街地での都市機能の衰退の状況などを述べておりますが、本地区での再開発事業を推進することにより、まちなか居住促進のための住宅供給や商業環境の改善を目指すことなどを理由として掲げております。

13、14ページは総括図と計画図でございます。14ページの計画図をご覧くださいと思います。後ほど説明がございませう高度利用地区の計画図、8ページでございますが、こちらと比較しますと駅前交番の部分が除かれております。これは駅前交番が再開発事業に参加されないことから除外としております。

次にこれまでの経緯及び今後の予定について簡単にご説明させてい

たきます。

この決定案につきましては、後ほどご審議いただきます、第1号議案「大垣都市計画高度利用地区の決定」、第3号議案「都市計画駐車場の変更」と共に、平成22年7月8日に説明会を開催しております。また、都市計画法に基づく都市計画の案の縦覧を平成22年7月28日から8月11日まで実施しました。その結果、本議案につきましては、縦覧者が1名ございましたが意見書の提出はございませんでした。

この大垣都市計画市街地再開発事業の決定につきましては市の決定事項でありますので、当審議会でご了承いただきましたのち、知事の同意を得て、決定告示をおこなっていく予定でございます。第1号議案、第3号議案についても同様な手続きとなりますのでよろしくお願いいたします。

以上で再開発事業の概要と第2号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

谷江会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がございましたが、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言願います。

よろしいでしょうか。ご発言もないようですので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

谷江会長

ありがとうございました。それでは、原案を適当と認めることといたします。

続きまして、第1号議案といたしまして、平成22年8月6日付け22都第164号にて諮問がございました市の決定案件でございます「大垣都市計画高度利用地区の決定」についてを議題といたしたいと存じます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
(都市計画課長)

それでは、第1号議案「大垣都市計画高度利用地区の決定」につきましてご説明させていただきます。

ページが前後して申し訳ございませんが、議案集の3ページから8ページが第1号議案関係の資料でございます。

4ページをご覧いただきたいと思えます。4ページにつきましては、諮問書でございます。

はじめに、高度利用地区について簡単にご説明させていただきます。高度利用地区は、都市計画法第8条に規定されております、地域地区のひとつであります。いわゆるペンシルビルなど、土地利用の観点から見て不健全な小規模建築物の建築を抑制する一方、都市再開発の推進、建築物の敷地等の統合化の促進、一定規模以上の敷地に一定規模以上の容

積を持った建築物の建築、さらに市街地環境の向上につながる一定の有効な空地の確保などにより、用途地域内の土地の高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としたものでございます。

今回、高度利用地区を決定する地区につきましては、7ページの総括図と8ページの計画図をご覧いただきたいと存じます。8ページの計画図の赤色線で囲った地区が高度利用地区を決定する地区になります。こちらは、大垣駅および大垣駅南口広場の南に位置し、先ほどもご説明がありましたが、高屋町1丁目、宮町1丁目、見取町4丁目からなる、約1.5ヘクタールの地区であります。地区の東側には都市計画道路大垣駅南口線、地区の南側には都市計画道路高屋桧線が整備されており、中心市街地の重要な一角を占める地区であります。

現在、改定を進めております、「大垣都市計画区域マスタープラン」では、『中心市街地は、土地の高度利用を図るとともに、既存都市機能の充実及び新たな都市機能の導入や防災性の向上を図り、市街地の再構築を推進する』と、都市の中心機能を活かした集約型都市構造への転換を位置付けております。さらに、先ほど説明がありましたように、本地区では、市街地再開発事業が進められているところであります。市街地再開発事業の施行及び都市計画決定につきましては、高度利用地区の区域内であることが前提条件となっております。これらのことから、中心市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区の都市計画決定をおこなうものであり、6ページの理由書には、ただいまご説明させていただきました、決定の理由をまとめてございます。

続きまして、5ページの計画書をご覧いただきたいと思っております。高度利用地区における都市計画の内容についてでございます。高度利用地区に関する都市計画が定められますと、建築基準法第59条の規定により、高度利用地区内の区域で建築行為をおこなう場合は、容易に移転、除去ができる小規模建築物または公益上必要な建築物などを除いて、都市計画の内容に適合することが求められます。

各制限の内容ですが、表をご覧いただきたいと思っております。建築物の容積率の最高限度は、500パーセントといたしました。本地区の用途地域は商業地域であり、現状の容積率は地区の西北の一部に400パーセントと指定された部分がございますが、ほとんどが500パーセントという指定になっております。地区の400パーセントと指定された部分を500パーセントに割増するものでございます。

建築物の容積率の最低限度は、土地の高度利用を促進するため、170パーセント以上といたしました。

建築物の建ぺい率の最高限度は、現状でも商業地域として80パーセントと高く設定されておりますので、特別に変えることはなく、そのまま80パーセントとしております。

建築物の建築面積の最低限度は、小規模建築物の建築を抑制するため、170平方メートル以上と設定いたしました。

また、8ページの計画図をご覧いただきたいと思います。地区西側にピンク色の点線で示した部分ですが、これは地区西側の市道室本宮1号線の道路境界より2メートルの壁面後退をするという制限でございます。これによりまして、施設利用者等の通行に安全な空地を確保するものでございます。

いずれにいたしましても先ほどご審議いただきました、市街地再開発事業の施行区域は、高度利用地区内にあることを条件としております。そのため、高度利用地区による制限については、先ほどご説明させていただきました、再開後の建築物の位置や規模を想定して設定しております。

次に、これまでの経緯および、今後の予定についてご説明させていただきます。この決定案につきましては、先ほどの「市街地再開発事業の決定」でもご説明ございましたように、平成22年7月8日に説明会を開催し、都市計画の案の縦覧を平成22年7月28日から8月11日まで実施いたしました。その結果、縦覧者および意見書の提出はございませんでした。

この都市計画高度利用地区の決定につきましては、市の決定事項でありますので、当審議会でご了承いただきました後、知事の同意を得て、決定告示を行っていく予定でございます。

以上で、第1号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

谷江会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がございましたが、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言願います。

よろしいでしょうか。ご発言もないようですので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

谷江会長

ありがとうございました。それでは、原案を適当と認めることといたします。

続きまして、第3号議案といたしまして、平成22年8月6日付け22都第164号の3にて諮問がございました市の決定案件でございます「大垣都市計画駐車場の変更」についてを議題といたしたいと存じます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

(生活安全課長)

生活安全課長の川瀬でございます。よろしくお願いたします。

それでは、第3号議案の「大垣都市計画駐車場の変更について」ご説

明申し上げます。お手元の議案資料は15ページから最後の22ページでございますが、まず最初に16ページが今回の審査をお願いいたします。まず諮問書でございます。

次の17ページでございますが都市計画駐車場の変更内容でございます。大垣都市計画自転車駐車場で、高屋町1丁目地内の3号駅西自転車駐車場を廃止するものでございます。

2号議案でご説明させていただきましたが、駅西自転車駐車場は、今回計画しております大垣都市計画第一種市街地再開発事業の区域の中に位置しております。また、大垣駅南街区市街地再開発事業におきまして「その他の公共施設」として位置づけ、再整備を予定しておりますことから、現在の駅西自転車駐車場の都市計画を廃止するものでございます。

次に18ページが、大垣都市計画駐車場変更内容調書、19ページが廃止の理由書でございます。

廃止の理由でございますが、大垣駅南口に位置している、3号駅西自転車駐車場は、平成元年に都市計画決定し、面積約2,850平方メートル、駐車台数1,987台が供用されています。しかし、大垣駅までのアクセスに使われる自転車台数は自転車駐車場の容量を超えており、駐車スペースからはみ出し駐車や慢性的な路上駐車など、歩行者および駅周辺施設の利用者の利便性、安全性が損なわれております。このような状況に対応するため、大垣都市計画区域マスタープランや大垣市都市再生整備計画では、自転車駐車場施設整備の方針を定めておりますが、さらに、大垣市自転車駐車場等整備計画では、大垣駅南口の自転車駐車場について強化することとしております。

こうした中、大垣駅南街区市街地再開発事業では、既存の駅西自転車駐車場を含んだ約1.5ヘクタールの区域において、店舗、事務所、公益施設、住宅、駐車場などが主な用途となる建築物が予定されており、この再開発事業の中で、駅西自転車駐車場の再整備を予定しております。

今回の都市計画の変更では大垣市自転車駐車場等整備計画等に基づきまして再整備する駅西自転車駐車場を大垣都市計画市街地再開発事業の「その他の公共施設」として、都市計画手続きを行うため、3号駅西自転車駐車場の都市計画の廃止をおこなうものでございます。

次に20ページが、大垣都市計画駐車場変更前後対照表、21ページは3号駅西自転車駐車場の位置等を示したもので、22ページが旧計画区域を示したものでございます。

なお、この変更案につきましては、本年7月8日に市民等説明会を開催し、7月28日から8月11日までの2週間縦覧を行いました。縦覧者および意見の提出はございませんでした。

以上で第3号議案のご説明を終わらせて頂きます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

谷江会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がございましたが、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言願います。

よろしいでしょうか。ご発言もないようですので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

谷江会長

ありがとうございました。それでは、原案を適当と認めることといたします。

ただいま、ご審議いただきました3件の議案につきましては、後日、事務局を通じまして、市長さんに原案を適当と認める旨を答申いたしたいと存じます。慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本日の議案は以上でございますが、事務局から報告事項があるとのことです。それでは、事務局より報告をお願いいたします。

事務局  
(都市計画課  
景観整備係長)

では、その他の報告事項といたしまして「大垣市景観遺産の指定」につきましてご報告させていただきます。私は都市計画課景観整備係長の真鍋と申します。よろしく願いいたします。

お手元の資料は、「その他資料」と右肩に記載してあるものをご覧いただきたいと存じます。

まず、「1. 大垣市景観遺産」につきましては、前回審議会でも報告させていただきましたが、大垣市景観計画の中に制度を位置づけまして、後世に伝承すべき建築物や工作物、風景等を大垣市景観遺産として指定いたしまして、積極的に保存するとともに、まちづくり活動等への活用を促すものでございます。その景観遺産の指定にあたりましては、広く一般から意見を募集するとともに、専門的、技術的な調査審議を行う大垣市景観遺産審議会を設置して審議をまいりました。

続いて「2. 指定の経緯」でございます。①の公募の概要でございますが、昨年7月から9月にかけて広く募集をおこない、物件の重複を含みますが、応募総数は369件でございました。

②の景観遺産審議会による審査でございますが、応募内容や写真等による書類審査、続いて物件そのものの確認および周辺の状況や地域との関わりを見る現地審査、それから現地の様子を加味し、景観遺産として単独で取扱うのか、周辺と一体的にくくりとして指定するのかなどを含めた総合的な審議を段階的におこなってまいりました。

③の景観遺産オープンハウスは、そうして審議会に絞り込んでまいりました景観遺産候補物件を、大垣、上石津、墨俣の各地域のイベント会場や商業施設等でパネル展示をいたしまして、市民の皆さん等に大垣のすばらしい景観を紹介しつつ、あわせて一番お気に入りの景観

を教えていただく催しという形で、5日間開催いたしました。

④の景観遺産審議会からの答申といたしましては、オープンハウスの結果等も考慮に入れながら、最終的に審議会から景観遺産にふさわしい物件として56件が答申されました。なお、審議会の議論の中で、現段階では景観遺産に選定するには至らないものの、今後、社会環境等の条件が整えば景観遺産に該当してくると考えられる物件を、予備登録物件として扱っております。

⑤としまして、答申のありました物件所有者に景観遺産の趣旨を説明いたしまして、同意の取得をおこないました。最終的に同意取得に至った物件は46件となりまして、その内容につきましては、別紙のカラー写真付きの資料1ページから10ページまでのとおりとなっております。同意に至らなかった物件につきましても、今後、状況が変われば再度同意取得を試みる予備登録物件として扱うこととしておりまして、先ほど説明しました現段階では景観遺産の選定に至らない物件と合わせて17件を予備登録物件という形で管理することになっております。別紙には景観遺産を紹介する文章等も掲載しておりますので、後ほどお目通しいただき、ご意見等ございましたら、事務局までご連絡をいただければと思っております。

ここで本来ですと、この審議会の委員であり、景観遺産審議会会長でもある、名古屋市立大学大学院芸術工学研究科の溝口教授から、景観遺産審議会の内容等についてご報告をいただくところですが、本日は所要のためご欠席でございますので、委員の皆さんへの報告のコメントをいただいております。僭越ではございますが、代読をさせていただきます。

(代 読)

『大垣市景観遺産の指定について』

大垣市においては、大垣市景観計画・景観条例を制定して、「景観遺産制度」をはじめとする独自の景観行政を推進しておられるところです。

当審議会では、昨年市長から諮問されました大垣市景観遺産の指定を検討するにあたり、広く一般の方からも物件を募り、周辺地域との関わりを含めた現地調査等を重ねて指定基準に照らした選考を行いました。また大垣市の景観行政の取組を知っていただくべく市民へのオープンハウスを実施して、多くのみなさまに意見をいただきました。その結果として先日、大垣市景観遺産の指定候補として56件の物件を答申し、同意が得られた46件について、大垣市景観遺産の指定を行うこととなりました。

なお、残念ながら所有者の同意が得られず指定には至らなかった物件、選考を進める中で候補物件からは外れたものの、今後社会環境等の条件が整うことで景観遺産に相当すると考えられる物件については、景観遺

産予備登録リスト登録物件として管理していただき、今後も指定に向けて粘り強く取り組んでいただくことを、強く願うものであります。

また、10月に予定されている景観遺産の発表に合わせて、市では22年度の募集が考えられております。今回の景観遺産の発表は、こういった視点から景観遺産として評価し、指定していこうとしているのか、大垣市の景観行政への取り組みを具体的なメッセージとして市民に伝える機会でもあります。より広く市民の方に理解していただけるこの機会に新たな物件の応募を促す必要があると考えております。

以上、景観遺産審議会の審議経過、内容等につきまして、事務局からもご報告させていただいたとおりですので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

大垣市景観遺産審議会 会長 溝口正人 (代 読)

では、資料にもどっていただきまして、最後ですが、「3. 今後のスケジュール (予定)」でございます。景観遺産指定物件46件につきましては、今後、市議会委員会への報告を経まして、10月には景観遺産の告示および発表等をおこなう予定といたしております。さらに、22年度の募集を10月15日から年内にかけておこないたいと考えております。

先ほどの会長のコメントにもございましたけれども、今回の指定公表によりまして、景観遺産の指定に向けた大垣市の視点が明らかになってまいりますので、より広く市民の皆さんにご理解いただき、さらに広い視点から景観遺産候補物件の情報提供をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと存じます。

以上、雑駁ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

谷江会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から景観遺産の指定について報告がございましたが、ご質問がございましたら、ご発言願います。

坂委員

今回の大垣市景観遺産の一覧を見ますと、産業遺産が全くありませんが、産業遺産は同意が得られなかったということでしょうか。

事務局  
(都市計画課  
景観整備係長)

産業遺産として考えられるものにつきましては、応募もございましたし、候補物件としたものもございましたが、最終的に同意を得ることができなかったということでございます。

谷江会長

よろしいでしょうか。

坂委員

はい。

谷江会長

それでは、委員の皆様方、その他にご発言などございませんでしょうか。

ご発言もないようですので、これをもちまして、閉会といたしたいと存じます。本日はどうもありがとうございました。

(閉会時刻 午前10時50分)

